

【概要版】

第5期佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）



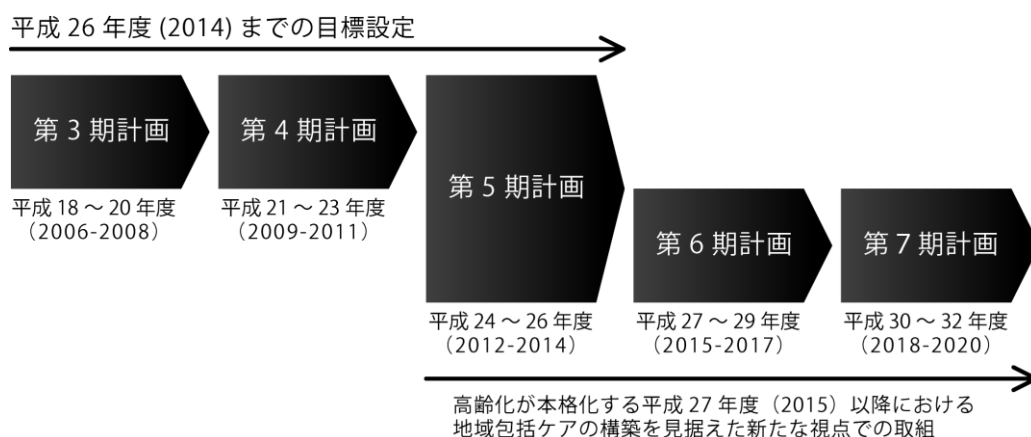
I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、その取り巻く課題を明らかにし、長期的な目標を立て、実施すべき施策を定めるものです。

2 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく3か年計画としての第5期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3か年計画です。



3 計画の基本理念と基本目標

生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡

高齢者が、健康で生きがいをもち、いきいきとした生活ができるよう、健康づくり・介護予防を推進するとともに、たとえ介護や支援が必要となっても、その人らしく住み慣れた地域において、本人の能力に応じた自立した生活が維持できることが大切です。

そのために、地域社会に基盤を置いた様々な保健・福祉・介護などのサービスが選択できるとともに、家族・仲間・地域がつながり、支えあう仕組みをつくりまします。

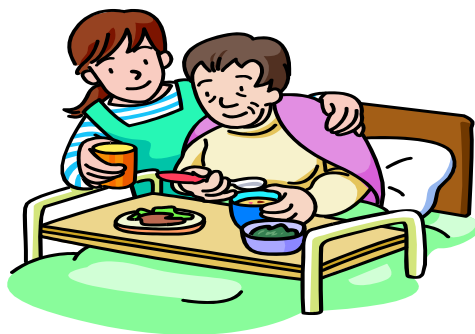
基本目標 1 一人ひとりの高齢者の尊重と自立の支援

基本目標 2 ふれあいと支えあいによる地域づくり

基本目標 3 総合的かつ効率的な施策の推進

4 日常生活圏域の設定

第4期計画までは旧行政区ごとの10圏域を本市の日常生活圏域と設定してきましたが、第5期計画では近年の社会情勢の変化、人口、高齢者人口、要介護認定者数、介護サービス基盤整備状況、地理的条件及び交通事情を勘案し、両津圏域、相川圏域、国仲圏域（佐和田、金井、新穂、畑野、真野）、南部圏域（小木、羽茂、赤泊）の4圏域を設定しました。



Ⅱ 佐渡市の状況

1 被保険者数の推移

第1号被保険者は平成24年の22,992人から平成26年の23,172人となり、180人の微増となります。又、第2号被保険者は平成24年の19,544人から平成26年の18,305人となり、1,239人の減少になるものと見込まれます。

介護保険被保険者数の推移（各年10月1日）

（単位：人）

年齢区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
第1号被保険者	22,828	22,992	23,125	23,172	22,649
前期高齢者	8,616	8,761	8,940	9,201	9,079
後期高齢者	14,212	14,231	14,185	13,971	13,570
第2号被保険者	20,224	19,544	18,877	18,305	17,565

※前期高齢者:65～74歳の者、後期高齢者:75歳以上の者

2 要支援・要介護認定者数の推移

平成26年度の要介護認定者数は、4,350人となるものと見込まれます。うち要介護4・5の重度の認定者は1,597人で、総認定者5,381人に対して29.7%と3割近くになるものと見込まれます。

要支援・要介護認定者数の推移（各年10月1日）

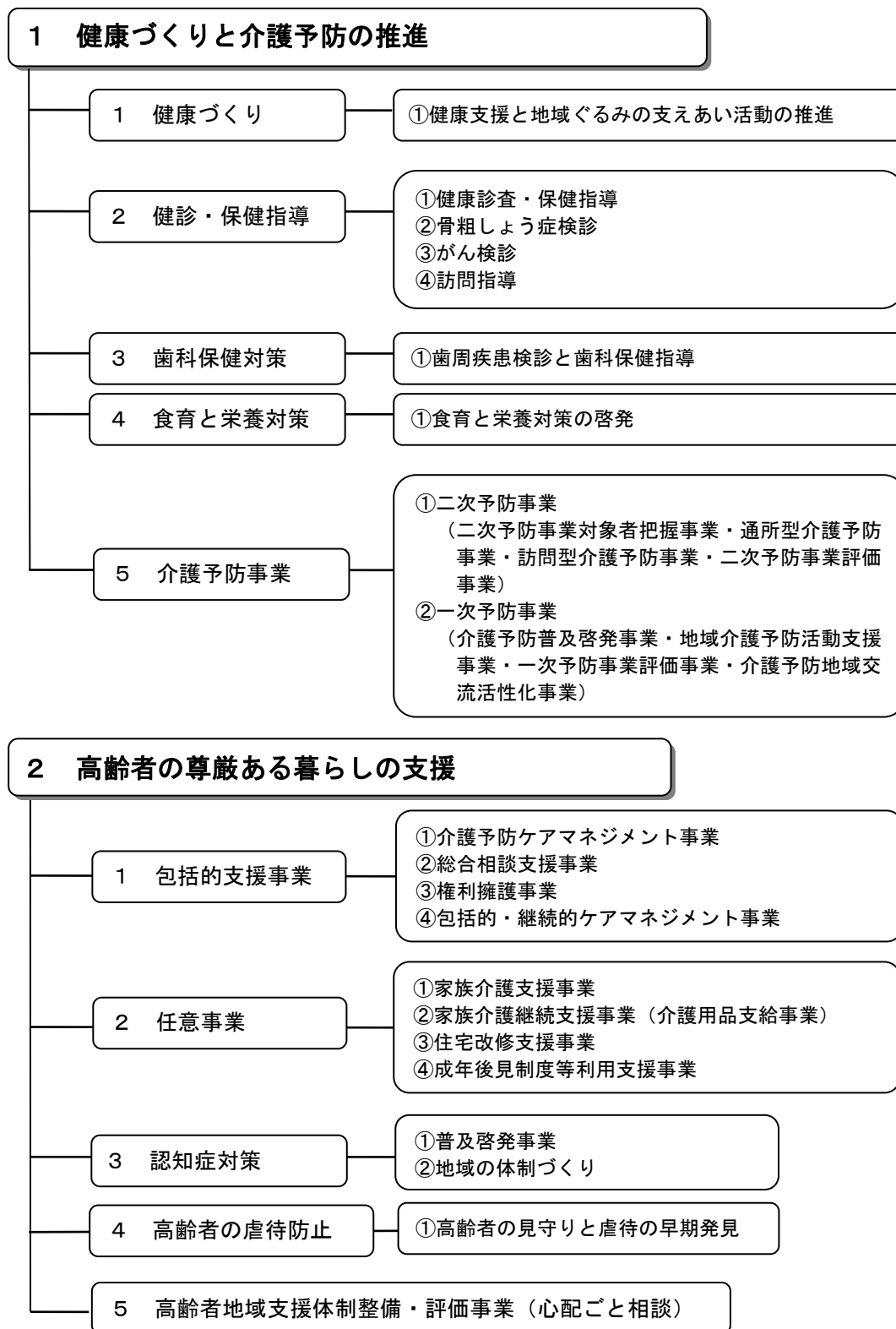
（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	4,776	4,982	5,196	5,381
要支援1	439	418	403	385
要支援2	595	613	633	646
要介護1	834	911	984	1,049
要介護2	796	904	1,008	1,114
要介護3	600	608	602	590
要介護4	608	608	628	645
要介護5	904	920	938	952

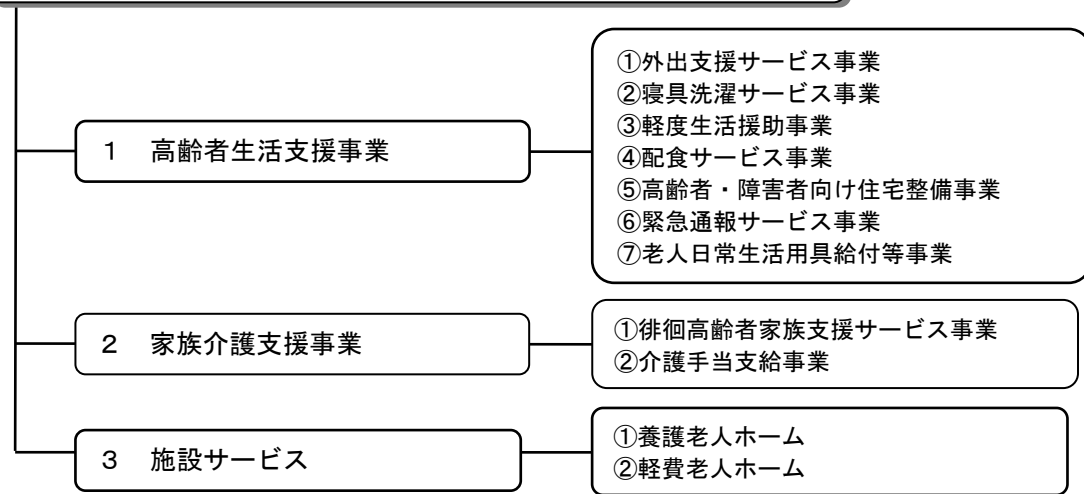
※23年度は実績値

Ⅲ 取組みの内容

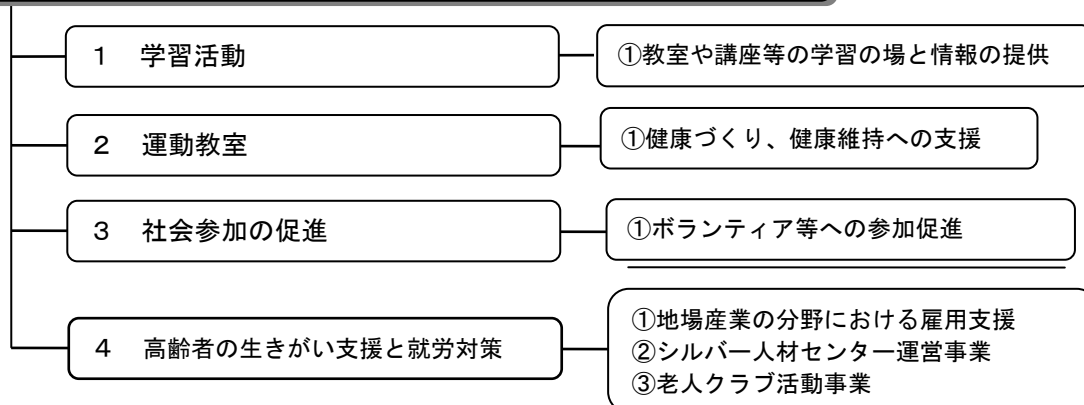
1 高齢者の保健・福祉施策（高齢者保健福祉計画）



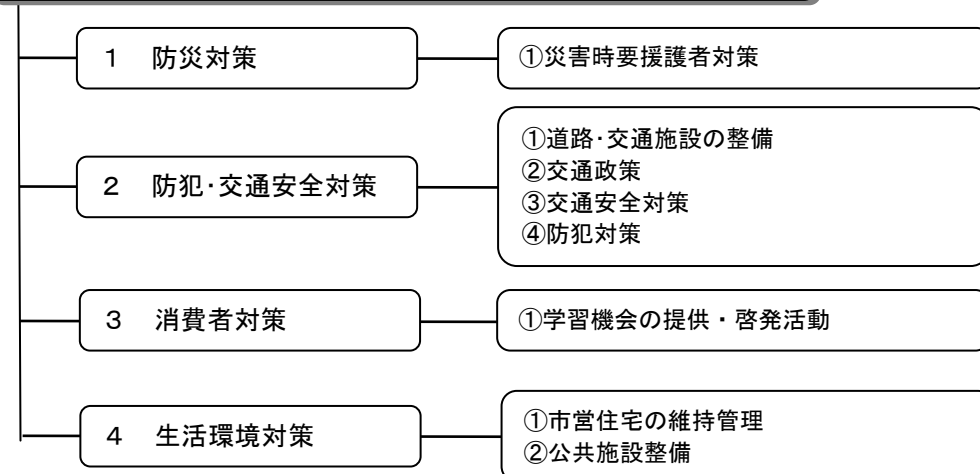
3 住み慣れた地域での福祉サービスの推進



4 社会参加を促進する地域づくりの推進



5 安全・安心な地域づくりの推進



2 介護保険事業（介護保険事業計画）

（1）地域包括ケア体制の整備

地域包括ケアとは、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが連携した要介護者等への包括的な支援を行うことをいいます。

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが、包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必要となります。



① 医療との連携強化

現在羽茂地区で取り組んでいるコンパクトシティ構想をモデルにして、医療・介護・福祉との連携を進めていきます。

② 介護サービスの充実強化

待機者解消のため、特養の整備を進めます。併せて、訪問看護やリハビリテーションなどの医療系サービスの充実に努めます。

③ 予防の推進

できる限り要介護状態とまらないための予防の取り組みや自立支援型の介護を進めていきます。

④ 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進

羽茂地区での地域の支え合い構想の中で、見守り、配食、買い物などの多様な生活支援サービスの実施をモデルとして、他の地区でも実施するよう努めていきます。

一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援や財産管理などの権利擁護サービスを推進していきます。

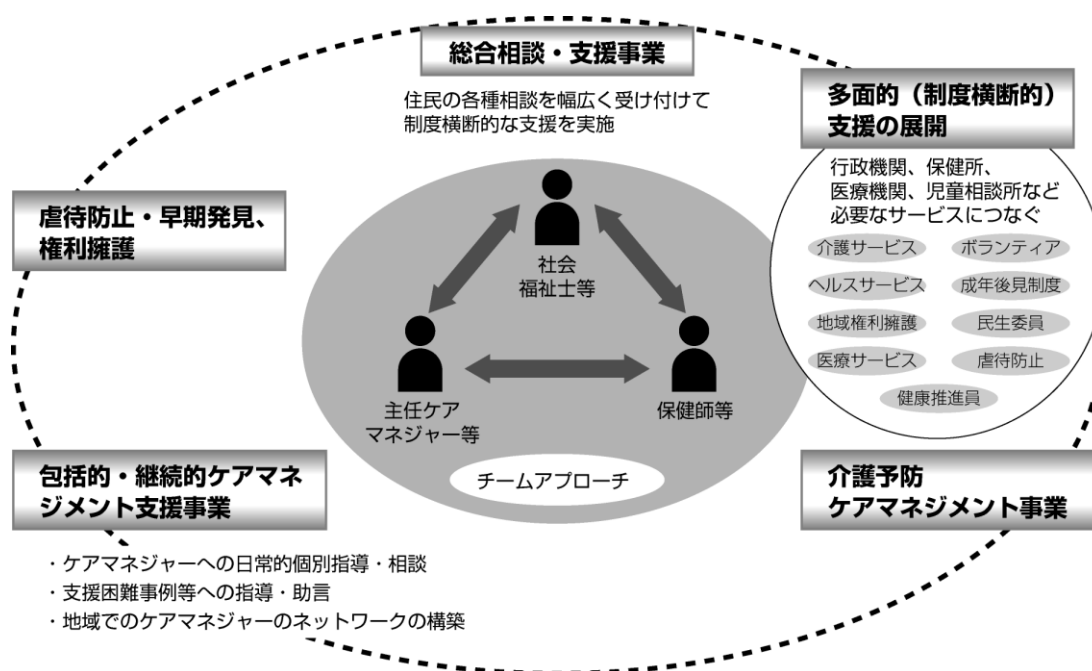
⑤ 高齢者の住まいの整備

高齢者が安心して生活できるようサービス付き高齢者住宅等を、年度ごとに計画的に整備していきます。

(2) 地域包括支援センターの役割

地域ケア体制を推進するために、地域包括支援センターが中心的な役割を果たすことが重要です。介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会やNPO、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティア・その他の関係者との連携を深め、地域のネットワーク体制を推進します。

地域包括支援センターの体制図

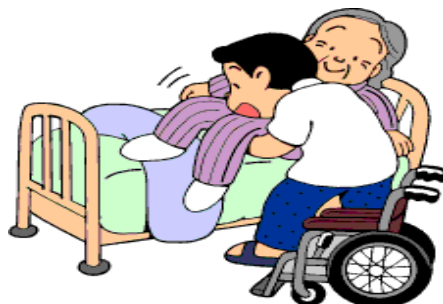


(3) 介護サービスの円滑な提供

本市においては、指定居宅介護支援事業者が、指定居宅サービス及び指定地域密着型サービスの事業者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、事業者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事項を定めていきます。

(4) 施設・居住系サービス、地域密着型サービスの利用者数の見込み

本市の第5期における要支援・要介護者数の増加、高齢者の世帯状況等の課題に対応するため、施設整備を推進し、下記のとおり市内の利用者数を見込んでいます。



施設サービスの利用者数の見込み

(単位：人)

施設種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
介護老人福祉施設	535	594	594	594	24年度に国仲・南部圏域で2か所増床、合計59床を整備
介護老人保健施設	400	400	400	400	
合計	935	994	994	994	

地域密着型サービスの利用者数の見込み

(単位：人)

施設種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
介護老人福祉施設 (ミニ特養)	29	※ 85	114	114	25年度に相川圏域で1か所を整備
認知症対応型共同 生活介護(グループ ホーム)	90	90	90	90	
小規模多機能型 居宅介護	25	25	50	50	25年度に両津・相川・南部圏域の3圏域内で1か所を整備
合計	144	200	254	254	

※：第4期計画の繰越によるミニ特養2か所の整備含む。

(5) 所得段階別保険料の見込み

第5期計画における第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業費の見込みをもとに、国が示した算定手順に基づいて算出したものです。

各保険料段階においても第4段階(2)の5,169円を基準として、各段階の保険料を国の標準保険料率に基づき算出します。

さらに、第5期計画において実施する緩和措置で新たに設けた第3段階(1)については0.63とします。

※ 介護保険料の算出根拠となる「介護保険サービス給付量の見込み」については、計画素案をご参照ください。

所得段階別保険料の見込額

(単位：円)

所得段階	対象者	算定方法	保険料額 (上段：年額、 下段：月額)
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	31,000 2,583
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.50	31,000 2,583
第3段階(1)	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.63	39,100 3,258
第3段階(2)	市民税世帯非課税で、第2段階と第3段階(1)に該当しない方	基準額×0.75	46,500 3,875
第4段階(1)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.93	57,700 4,808
第4段階(2)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は非課税で第4段階(1)に該当しない方	基準額×1.00	62,000 5,169
第5段階	市民税本人課税で合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	77,500 6,458
第6段階	市民税本人課税で合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50	93,000 7,750

※上記の保険料額の年額及び月額は、平成23年12月現在のものであり、今後、介護報酬の改定により変更となります。